

川内原子力発電所 2 号機 第25回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
  - ①非常用電源設備
  - ②常用電源設備
  - ③火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え  
燃料集合体157体のうち、一部を新燃料に取り替える。
- (2) 原子炉容器他のデータ採取等  
特別点検<sup>(注1)</sup>に必要な原子炉容器データ採取、原子炉格納容器データ採取及びコンクリートサンプル取得を実施する。

(注1) 特別点検

運転に伴い生じた原子炉容器や原子炉格納容器などの対象設備の劣化の状況を把握するため、運転開始35年以降に採取したデータを踏まえて行う詳細な確認、評価。川内原子力発電所 2 号機については、2022年 2 月21日から開始する予定。

以 上